

# 入札説明書

【最低価格落札方式】

業務名称： JICA九州 通信セキュリティ機器  
(UTM/ファイアウォール) 更新保守契約

調達管理番号： 23c00402000000

- 第1 入札手続
  - 第2 業務仕様書 (案)
  - 第3 経費に係る留意点
  - 第4 契約書 (案)
- 別添 様式集

2023年07月03日

独立行政法人 国際協力機構

九州センター

# 目 次

第1 入札手続 .....	1
第2 仕様書.....	9
第3 経費に係る留意点 .....	12
第4 売買契約書（案） .....	14
別添 様式集.....	21

# 第1 入札手続

## 1 公告

公告日 2023年07月03日  
調達管理番号 23c00402000000

## 2 契約担当役

独立行政法人国際協力機構 九州センター 契約担当役所長 吉成 安恵

## 3 競争入札に付する事項

### (1) 件名

JICA九州 通信セキュリティ機器（UTM / ファイアウォール）更新保守契約

### (2) 調達物件の内容等

第2 仕様書記載のとおり

### (3) 履行期限

2023年09月20日

### (4) 選定方式

一般競争入札（最低価格落札方式）

## 4 手続全般にかかる事項

### (1) 書類等の提出先

入札手続窓口、各種照会等及び書類等の提出先は以下のとおりです。なお、本項以降も必要な場合にはこちらが連絡先となります。

〒805-8505

福岡県北九州市八幡東区平野 2-2-1

独立行政法人国際協力機構 九州センター

総務課 契約・調達担当（仰木、名瀬）

電話番号：093-671-8342

電子メール：[kictad@jica.go.jp](mailto:kictad@jica.go.jp)

当機構からのメールを受信できるよう、当機構のドメイン（[jica.go.jp](http://jica.go.jp)）またはメールアドレスを受信できるように設定してください。メールを送付後、受信完了の連絡が無い場合は上記電話番号までお問合せください。

### (2) 書類等の提出方法

ア 入札手続きのスケジュール及び書類等の提出方法

入札手続きのスケジュール及び書類等の提出方法は別紙「手続・締切日時一覧」をご参照ください。

#### イ 書類等の押印省略

機密保持誓約書、競争参加資格確認申請書、共同企業体結成届、下見積書、技術提案書、委任状及び入札書等の提出書類については、全て代表者印等の押印を原則とします。

ただし、押印が困難な場合は、各書類送付時のメール本文に、社内責任者の役職・氏名とともに、押印が困難な旨を記載し、社内責任者より（もしくは社内責任者に ccを入れて）メールを送信いただくことで押印に代えることができます。

### 5 競争参加資格

#### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の再委託先または下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることも認めません。

##### ア 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14年法律第154号）または民事再生法（平成 11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画または再生計画が発効していない法人をいいます。

##### イ 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

##### ウ 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20年規(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者。

具体的には、以下のとおり取扱います。

(ア) 競争参加資格確認申請書の提出期限日において上記規程に基づく資格停止期間中の場合、本入札には参加できません。

(イ) 資格停止期間前に本入札への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札には参加できません。

(ウ) 資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。

#### (2) 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

ア 令和4・5・6年度競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」で、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、九州・沖縄地域の資格を有する者であること。

イ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

ウ 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保されるものであること。

#### (3) 共同企業体、再委託について

ア 共同企業体は認めません。

イ 再委託は認めません。

#### (4) 利益相反の排除

先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者、または同様の個人を主たる業務従事者とする場合は、本件競争参加を認めません。

#### (5) 競争参加資格の確認

競争参加資格を確認するため、アを提出してください。

入札に進んだ競争参加者へ入札会の参加方法を競争参加資格確認申請書に記載頂く担当者連絡先へ電子メールにて案内します。

提出方法、締切日時及び確認結果通知日は別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。また、入札に進んだ競争参加者に対し、競争参加資格確認申請書に記載の担当者連絡先へ入札会の参加方法をメールにて案内します。

ア 提出書類：

(ア) 競争参加資格確認申請書（様式集参照）

(イ) 全省庁統一資格審査結果通知書（写）

(ウ) 下見積書（「7 下見積書」参照）

イ 確認結果の通知

競争参加資格の確認の結果はメールで通知します。期日までに結果が通知されない場合は、上記「4 担当部署等(1)書類等の提出先」にお問い合わせください。

### 6 その他関連情報

(1) 入札説明書の一部資料（参考資料「ネットワーク構成図」）に関しては大容量ファイル送受信ソフト（GIGAPOD）もしくはメールを通じて配布しますので別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。なお、資料交付の際に「機密保持誓約書」（様式集参照）をPDFでメールにて提出していただきます。

(2) 入札説明会は実施しない。

### 7 下見積書

本競争への参加希望者は、競争参加資格の有無について確認を受ける手続きと共に、以下の要領で、下見積書を提出してください。下見積書には、商号または名称及び代表者氏名を明記してください。

(1) 様式は任意ですが、金額の内訳を可能な限り詳細に記載してください。

(2) 消費税及び地方消費税の額（以下「消費税額等」）を含んでいるか、消費税額等を除いているかを明記してください。

(3) 下見積書提出後、その内容について当機構から説明を求める場合があります。

### 8 入札説明書に対する質問

(1) 仕様書の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、別紙「手続・締切日時一覧」に従い、質問書様式（別添様式集参照）に記載のうえ提出ください。

- (2) 公正性・公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問は原則としてお断りしておりますのでご了承ください。
- (3) 上記(1)の質問に対する回答書は、別紙「手続・締切日時一覧」に従い、原則機密保持誓約書を提出した全ての者に対して、機構よりメールにて送付します。
- (4) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものと取り扱います。

## 9 辞退届の提出

- (1) 競争参加資格有の確定通知を受け取った後に、入札への参加を辞退する場合は、遅くとも入札会1営業日前の正午までに辞退する旨を下記メールアドレスまで送付願います。  
宛先：[kictad@jica.go.jp](mailto:kictad@jica.go.jp)  
件名：【辞退】（調達管理番号）\_（法人名）\_ 案件名
- (2) (1)の手続きにより競争参加を辞退した者は、これを理由として以降の入札において不利益な取扱いを受けるものではありません。
- (3) 一度提出された辞退届は、取り消しを認めません。

## 10 入札執行（入札会）の日時及び場所等

- (1) 日時：2023年07月28日(金) 午後2時00分から
- (2) 場所：独立行政法人国際協力機構 九州センター セミナー室  
福岡県北九州市八幡東区平野2-2-1

注) 入札会会場の開場は、入札会開始時刻の10分前となります。

### (3) 必要書類

- ・委任状…………… 1通（様式2。代表権を有する者が出席の場合は不要。）
- ・入札書…………… 1通（様式3。要封入。入札金額内訳書を同封。）
- ・入札書予備…………… 2通（再入札を行う場合に必要。入札金額内訳書は不要。）
- ・印鑑、身分証明書

代理人が参加する場合、委任状に押印したものと同一印鑑が訂正印として必要になりますので、持参してください。

代表権を有する者が出席の場合は、社印または代表者印に代えて同人の個人印を訂正印として使用することを認めますが、本人であることの確認のため、身分証明書等の提示を求めることがあります。

### (4) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合は、その場で再入札を実施します。再入札に参加する（再入札に係る入札書を提出する）者は、上記の委任状により再入札に参加する権限が委任されていることと押印された入札書が必要となりますので、ご注意ください。

## 11 入札書

- (1) 入札書の提出方法は持参とし、郵送による提出は認めません。
- (2) 入札書は、入札金額を記入して、次のいずれか（できる限り、アの方法によってください。）の方法により記名捺印し、封入してください。
  - ア 代表権者による場合、その役職・氏名を記載し、職印を押印。（様式3の1）
  - イ 代理人を定める場合、委任状を作成の上（入札会で提出頂きます。）、代表者役職・氏名及び受任者（代理人）の氏名を記載し、受任者（代理人）の印（委任状に押印されたものと同じ印鑑）を押印。（様式3の2）
- (3) 入札金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」）の額を除いた金額とし、千円単位で記載してください。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10（消費税等）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とします。
- (5) 入札書には、入札金額内訳書（任意様式）を添付してください。
- (6) 入札書及び入札金額内訳書は封入し、封筒には「件名」及び応札者の商号を記載してください。
- (7) 再入札の場合の入札書は入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名捺印し、入札担当係員の指示に従い入札箱に投入してください。再入札の場合、入札金額内訳書は不要です。
  - ア 代表権者自身による場合は、その氏名及び職印（個人印も認めます。）。（様式3の1）
  - イ 代理人を定める場合は、委任状を提出の上、代理人の氏名及びその者の印。（様式3の2）
- (8) 応札者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消することができません。
- (9) 入札保証金は免除します。

## 12 入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とします。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- (3) 委任状を提出しない代理人による入札
- (4) 記名を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札で、その訂正について押印のない入札
- (6) 入札件名、入札金額の記載のない入札、誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一入札者による複数の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札
- (10) 条件が付されている入札

## 13 入札執行（入札会）手順等

### (1) 入札会の手順

#### ア 出席者等の確認

入札事務担当者が各出席者に入札会出席者名簿への記名を求めます。なお、入札に参加できる者は原則として各社2名以内とし、これ以外の者は入札場所に立ち入ることはできません。

イ 入札会参加資格の確認

各出席者から委任状（代表権を有する者が出席の場合は不要）を受領し、入札事務担当者が参加者の入札会参加資格を確認します。必要に応じ、本人確認（運転免許証の提示等）を求めることがあります。

ウ 入札書の投入

各応札者は、封入された入札書を入札箱へ投入します。

エ 開札及び入札書の内容確認

入札事務担当者が、投入された入札書（入札金額内訳書を含む。）の記載内容を確認します。

オ 入札金額の発表

入札事務担当者が、各応札者の入札金額を読み上げます。

カ 予定価格の開封及び入札金額との照合

入札執行者が予定価格を開封し、入札金額と照合します。

キ 落札者の発表

入札執行者が、予定価格の範囲内で最低額の入札金額を提示した者を「落札者」として発表します。

ク 再入札

すべての入札金額が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、直ちに入札会に参加している応札者に再度入札書の提出（以下「再入札」という。）を求めます。再入札を2回（つまり合計3回の入札）まで行っても落札者がいないときは、入札を打ち切ります。再入札を行う際は、入札会出席者の希望に基づき、会社への連絡を行うための休憩を挟む場合があります。

(2) 入札途中での辞退

再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に「入札金額」の代わりに「辞退」と記載し、入札箱に投入してください。

金			辞				退			円
---	--	--	---	--	--	--	---	--	--	---

(3) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(4) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。

(5) 不落随契

入札が成立しなかった場合、随意契約の交渉に応じて頂く場合があります。

(6) 落札者と宣言された者の失格

入札会において落札者と宣言された者について、入札会の後に、以下の条件に当てはまると判断された場合は、当該落札者を失格とし、改めて落札者を決定します。

ア その者が提出した入札書に不備が発見され、12に基づき「無効」と判断された場合



イ 入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合

#### 14 入札金額内訳書の提出、契約書作成及び締結

- (1) 落札者は、入札金額の内訳書（社印不要）を提出ください。
- (2) 「第4 契約書（案）」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結するものとします。契約保証金は免除します。
- (3) 契約条件、条文については、「第4 契約書（案）」を参照してください。なお契約書（案）の文言に質問等がある場合は、「8 入札説明書に対する質問」の際に併せて照会してください。

#### 15 競争・契約情報の公表

本競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（URL:

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html> )

競争への参加及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

##### (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

###### ア 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- (ア) 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- (イ) 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

###### イ 公表する情報

- (ア) 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- (イ) 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- (ウ) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- (エ) 一者応札又は応募である場合はその旨

###### ウ 情報の提供方法

契約締結日から1か月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

##### (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

#### 16 その他

- (1) 機構が配布・貸与した資料・提供した情報（口頭によるものを含む）は、本件業務の見積書を作成するためのみに使用することとし、複写または他の目的のために転用等使用しないでください。
- (2) 競争参加資格がないと認められた者については通知日の翌日から起算して 7 営業日以内に説明を求めることができますので、ご要望があれば「4 担当部署等 (1) 書類等の提出先」までご連絡ください。

## 第2 仕様書

### 1 調達管理番号

23c00402000000

### 調達件名

JICA九州 通信セキュリティ機器（UTM/ファイアウォール）更新保守契約

### 2 調達の概要

#### (1) 調達物件

メーカー：フォーティネット

品番：Fortigate 80F（Unified Threat Protection 版 / 5年ライセンス付） ..... 1台

Fortigate 100F（Unified Threat Protection 版 / 5年ライセンス付） ..... 1台

・ Unified Threat Protection 版：

アンチウイルス、IPS（不正侵入防止）、アンチスパム、ウェブフィルタリング

FortiGate 80F用ラックマウントキット ..... 1台

（参考機器型番：RM-FR-T15）

#### ※機器選定理由

- ① 現在、当センターではFortigate 90Dを使用しており、その更新後も現在のネットワーク設定環境を維持する必要がある。この要件を満たすため、新たな機器の選定にあたり、既存の設定環境との互換性を重視した。また、当該分野の大手メーカーの機器で、取扱い企業が多数であり、ネットワーク設定保守上優位である。別メーカーの機器を導入した場合のネットワーク設定の新規設計コストおよび機器入替期間並びにネットワーク設定保守の優位性を考慮し、現設置機器と同メーカーの後継機種としたい。
- ② 当センターの宿泊棟は131部屋の客室数を有している。近年、滞在する来日研修員の所持デバイス数や、動画などデータ量と速度を必要とするコンテンツが増加している。これらの需要に対応するため、高いデータ処理能力を持つ機器を選定することが必要であった。
- ③ 一方、管理研修棟では、スタッフが業務に使用する回線は、当該機器を通らず、会議室からのネットワークである。そのため、宿泊棟と比較して要求スペックは一段下がる。この点を考慮し、適切な性能を持つ機器を選定した。
- ④ これらの必要条件を基に、検討した結果、選定した機器が最も適切であると判断した。その理由は、必要条件を満たすだけでなく、コストパフォーマンスや将来的な拡張性も考慮した結果である。

#### (2) 機器更新業務

既設機器の撤去から既設ネットワークに接続するために必要な設定作業。

参考：ネットワーク構成図

Fortigate 80F ..... 管理研修棟ネットワーク

Fortigate 100F ..... 宿泊棟ネットワーク

- ① ネットワーク設計、マイグレーション作業など各仕様確認
  - ② 機器コンフィグ移行にかかる設計、作成、設定およびポートチェック
  - ③ 動作試験
- (3) 完成図書作成  
詳細は、(5) 成果品参照
- (4) 保守業務（12か月更新）  
24時間365日オンサイト対応
- (5) 成果品
- ① スイッチポート管理表
  - ② パラメーターシート
  - ③ 試験結果報告書（フィルタリング機能）
  - ④ 運用マニュアル
    - ・機器図（各部インターフェースの説明）
    - ・ステータス確認方法
    - ・簡易操作方法（管理画面へのログイン、起動・停止手順）
    - ・その他打合せ記録

### 3 納入期限

2023年9月20日（水）

### 4 履行期間（保守）

2023年10月01日から2024年09月30日まで（12か月更新）

### 5 納入場所

独立行政法人国際協力機構 九州センター

〒805-8505 福岡県北九州市八幡東区平野 2-2-1

### 6 検収関連

「2 調達の概要」に記載物件すべて揃っていることが確認され、当機構が指定する場所に対して納入が確認された場合に検査の合格とする。なお、検査の結果、全部または一部に不合格が生じた場合には、受注者の責任において速やかに対応した上で、当機構担当者の再検査を受けること。

### 7 留意事項

- (1) 「2 (1) 調達物件」に記載されたすべての製品は、非正規品・中古品であってはならない。
- (2) 梱包材等の廃棄処理をすること。

- (3) 本仕様書に明記されていない事項であっても、契約履行上確認が必要な事項または疑義が生じた事項については、当機構担当者に確認し、その指示を受けるものとする。

以 上

## 第3 経費に係る留意点

### 1 経費の積算に係る留意点

経費の積算に当たっては、仕様書に規定されている業務の内容を十分理解したうえで、必要な経費を積算してください。積算を行う上での留意点は以下のとおりです。

#### (1) 経費の費目構成

当該業務の実施における想定する経費の費目構成は以下のとおりです。その他本業務に必要な経費があれば項目を追加してください。

##### 【機器の調達及び導入作業】

- ① 機器購入費
- ② 機器付属品購入費
- ③ ネットワーク設計 / 現調 / 導入サービス費
- ④ 機器据付その他諸経費

##### 【保守（12か月）】

- ① 保守費用（単価×月額または年額）

#### (2) 消費税課税

課税事業者、免税事業者を問わず、入札書には契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載願います。価格の競争は、この消費税を除いた金額で行います。なお、入札金額の全体に100分の10に相当する額を加算した額が最終的な契約金額となります。

### 2 請求金額の確定の方法

経費の確定及び支払いについては、以下を想定しています。

業務の完了や成果物等の検査の結果合格した場合、発注者は受注者からの請求に基づき、契約書に定められた額を支払う（初年保守費用含む）。

保守契約は12か月とし、最長4回（計5か年）の更新を機構が毎年発注することとする。

### 3 その他留意事項

- (1) 精算手続きに必要な「証拠書類」とは、「その取引の正当性を立証するに足りる書類」を示し、領収書又はそれに代わるものです。証拠書類には、①日付、②宛名（支払者）、③領収書発行者（支払先）、④受領印又は受領者サイン、⑤支出内容が明記されていなければなりません。

- (2) 受注者の責によらない止むを得ない理由で、業務量を増加する場合には、機構と協議の上、両者が妥当と判断する場合に、契約変更を行うことができます。受注者は、このような事態が起きた時点で速やかに担当事業部と相談して下さい。

## 第4 売買契約書（案）

1 件名	JICA九州 通信セキュリティ機器（UTM / ファイアウォール）更新保守契約
2 仕様・数量	附属書 I 仕様書のとおり
3 契約金額	金 00,000,000円 （内 消費税及び地方消費税の合計額 000,000円）
4 納入期限	2023年09月20日
5 納入場所	福岡県北九州市八幡東区平野 2-2-1 独立行政法人国際協力機構 九州センター
6 契約保証金	免除

独立行政法人国際協力機構 九州センター 契約担当役所長 吉成 安恵（以下「発注者」という。）と、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、頭書記載の物品名の売買について、以下の各条項により売買契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### （信義、誠実の義務）

第1条 発注者及び受注者は、おのおの対等な立場において互いに協力し、信義を守り、誠実に本契約を履行しなければならない。

### （契約の目的）

第2条 受注者は、附属書 I 仕様書に記載する納入物等（以下「契約物品」という。）を、頭書記載の納入期限内に、頭書記載の納入場所において発注者に納入するものとし、発注者は頭書契約金額を支払うものとする。

### （権利義務の譲渡等）

第3条 受注者は、本契約の地位又は本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

### （納品）

第4条 受注者は、契約物品を納入するときは、必要な項目を記載した納品書を発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、契約物品を納入するときは、あらかじめ指定された場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、発注者が認める場合には、分割して契約物品を納入することができる。



(検査)

第5条 発注者は、前条第1項の規定により受注者から納入があったときは、その日から起算して10営業日（営業日とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日を除く月曜日から金曜日までの日をいう。）以内に契約物品の種類、品質及び数量の検査を行い、合格したものを受領する。

- 2 前項検査の結果、契約物品の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があった場合は、発注者は、受領後速やかに、具体的な契約不適合の内容を示して受注者に通知し、受注者は、直ちにこれを修補又は代替品を納入し、再度発注者の検査を受けなければならない。
- 3 契約物品のうち、公的検査を受ける必要のある物品は、受注者が費用を負担し当該検査を受け、これに合格したものでなければならない。
- 4 契約物品のうち、物品目録に輸出梱包を施すことが規定されている物品は、規定に従い、輸出梱包を施さなければならない。
- 5 契約物品のうち、物品目録に輸出貿易管理令及び輸出に関する其他法令により、輸出申告書類として必要な許可書及び証明書等を取得することが規定されている物品は、当該法令の規定に従い、必要な書類等を取得し、発注者に提出しなければならない。

(減価採用)

第6条 発注者は、前項の検査に合格しなかった契約物品について、その瑕疵の程度が軽微であり、かつ、使用上支障がないと認めるときは、契約金額を減額して採用することができる。

- 2 前項の規定により減額する金額については、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。

(所有権の移転及び危険負担)

第7条 契約物品の所有権は、検査に合格した時に受注者から発注者に移転し、同時に当該物品は、発注者に引渡されたものとする。

- 2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた契約物品についての損害は、受注者の負担とする。

(契約不適合)

第8条 発注者は、引き渡された契約物品に契約不適合を発見したときは、契約不適合を知った日から1年以内に受注者にその旨を通知した場合に限り、受注者に対し、その補修、代替品の納入又は不足分の納入による履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の履行の追完を催促したにもかかわらず、発注者が定めた期間内に受注者が履行の追完をしないときは、発注者は、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者に対し、契約不適合のある契約物品について当該契約不適合に応じた契約金額の減額を請求することができる。
- 3 発注者は、契約物品に契約不適合があるときは、発注者がその契約不適合を知った日から1年以内に受注者に通知した場合に限り、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 4 本条の規定は、発注者による損害賠償の請求を妨げない。

(納入期限の延長)

第9条 受注者は、受注者の責に帰することができない理由により、納入期限内に契約物品を納入することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により納入期限の延長を申し出ることができる。この場合における延長日数は、発注者及び受注者で協議して、書面によりこれを定めるものとする。

(履行遅延の場合における損害の賠償)

第10条 受注者の責めに帰すべき理由により、納入期限までに契約物品を納入することができない場合において、納入期限後相当の期間内に契約物品を納入する見込みのあるときは、発注者は受注者に納入遅延により発生した損害の賠償を請求するとともに、契約物品の納入を請求することができる。

2 前項の遅延損害金の額は、契約金額から納入済みで第5条の検査合格部分に相応する金額を控除した額に、遅滞日数に応じ、履行期間が経過した時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)に規定する利率(以下「本利率」という。)で算出した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき理由により、発注者が支払義務を負う契約金額の支払が遅延した場合は、受注者は、遅延金額につき、遅延日数に応じ、本利率で算出した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(契約代金の支払)

第11条 受注者は、契約物品の納入が完了し、かつ第5条の検査に合格したときは、契約代金を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、契約物品を分割して納入し、第5条の検査に合格したときは、当該の納入物品に係る契約代金を請求することができる。ただし、別途一括して契約代金を支払うと定めたときは、この限りではない。

3 発注者は、前2項の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に、契約代金を支払わなければならない。

(発注者の解除権)

第12条 発注者は、受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、催告を要せずして、本契約を解除することができる。

(1) 受注者の責に帰すべき事由により、本契約の目的を達成する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(3) 受注者が第14条第1項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出、本契約の履行を果たさないとき。

(4) 受注者が本契約の履行中に、発注者から競争参加資格停止等の措置を受けたとき。

(5) 第16条第1項各号のいずれかに該当する行為があったとき。

(6) 受注者に前号以外の不正な行為があったとき。

- (7) 受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続開始の申立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があったとき。
- (8) 受注者が「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。
- (9) 受注者が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、又は次に掲げる各号のいずれかに該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道（ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。）があったとき。
  - ① 役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の定義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下「反社会的勢力」という。）であると認められるとき。
  - ② 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められるとき。
  - ③ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ④ 法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。
  - ⑤ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
  - ⑥ 法人である受注者又はその役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
  - ⑦ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - ⑧ 受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相手方がイからトまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - ⑨ 受注者が、イからトまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
  - ⑩ その他受注者が、東京都暴力団排除条例又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。

2 前項の規定により本契約が解除された場合（前項第5号の場合を除く。）は、受注者は発注者に対し契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする。）の10分の1に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

（発注者のその他の解除権）

第13条 発注者は、前条第1項に規定する場合のほか、その理由を問わず、少なくとも30日前に書面により受注者に予告通知のうえ、本契約を解除することができる。

2 前項の規定により本契約を解除した場合において、受注者が受注者の責に帰することができない理由により損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとする。賠償額は、受注者が既に支出し、他に転用できない費用に契約業務を完成したとすれば取得しえたであろう利益を合算した金額とする。

(受注者の解除権)

第14条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。

2 前項の規定により本契約を解除した場合は、前条第2項の規定を準用する。

(解除に伴う措置)

第15条 発注者は、この契約が解除された場合においては、既に納入を受けた物品又は納入を受ける見込みがある物品についてはこれを検査し、検査に合格した物品については、引渡しを受けるものとする。

2 前項の引渡しを受けた場合は、発注者は、当該物品に係る契約代金を受注者に支払うものとする。

(重大な不正行為に係る違約金)

第16条 受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、発注者の解除権行使の有無に関わらず、受注者は契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする）の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。

(1) 次のいずれかの目的により、受注者の役職員又はその指図を受けた者が刑法（明治40年法律第45号）第198条（贈賄）又は不正競争防止法（平成5年法律第47号）第18条（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）に違反する行為を行い刑が確定したとき。また、受注者が同条に相当する外国の法令に違反する行為を行い、同国の司法機関による確定判決又は行政機関による最終処分がなされたときも同様とする。

① 本契約の業務の実施にかかる便宜を得る目的

② 本契約の業務の実施の結果を受けて形成された事業の実施を内容とする契約の受注又は事業の許認可の取得等にかかる便宜を得る目的（本契約の履行期間中に違反行為が行われ、又は本契約の経費若しくは対価として支払を受けた金銭を原資として違反行為が行われた場合に限る。）

(2) 受注者又は受注者の意を受けた関係者が、本契約の業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）（以下、「独占禁止法」）第3条、第6条又は第8条に違反する行為を行い、公正取引委員会から独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を受け、又は第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の意を受けた関係者に対し、本契約の業務の実施に関して独占禁止法第7条の4第7項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (4) 受注者又はその意を受けた関係者（受注者又は当該関係者が法人の場合は、その役員又は使用人）が、本契約の業務の実施に関し、刑法第96条の6（公契約関係競売等妨害）、独占禁止法第89条第1項又は同法第90条第1号及び第2号に違反する行為を行い刑が確定したとき。
  - (5) 第1号、第2号及び前号に掲げるいずれかの違反行為があったことを受注者が認めたとき。ただし、発注者は、受注者が、当該違反行為について自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、違約金を免除又は減額することができる。
- 2 受注者が前項各号に複数該当するときは、発注者は、諸般の事情を考慮して、同項の規定により算定される違約金の総額を減額することができる。ただし、減額後の金額は契約金額の10分の2を下ることはない。
  - 3 前二項の場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができるものとする。
  - 4 前三項に規定する違約金及び賠償金は、第12条第2項に規定する違約金及び賠償金とは独立して適用されるものとする。
  - 5 前各項の規定は、本契約による物品の納品・引渡が完了した後も引き続き効力を有するものとする。

#### （賠償金等）

- 第17条 受注者が本契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から支払の日まで本利率で算出した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは受注者に支払いを請求することができる。
- 2 前項の請求をする場合は、発注者は、受注者から遅延日数につき本利率で算出した額の延滞金の支払を受注者に請求する。

#### （不正行為等に対する調査・措置）

- 第18条 受注者が、第12条第1項第6号又は第16条第1項各号に該当すると疑われる場合は、発注者は、受注者に対して内部調査を指示し、その結果を文書で発注者に報告させることができるものとする。
- 2 発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に確認し、不正等の行為の有無を判断するものとする。この場合において、発注者が審査のために必要であると認めるときは、受注者からの説明を求め、必要に応じ受注者の事業所に赴き検査を行うことができるものとする。
  - 3 発注者は、第12条第1項第6号又は第16条第1項各号に該当する不正等の事実を確認した場合は、必要な措置を講じることができるものとし、その場合は、受注者名及び不正の内容等を公表することができるものとする。

#### （契約の公表）

- 第19条 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の名称及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。

- 2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合には、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。
- (1) 発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること、又は発注者において課長相当職以上の職を経験した者が受注者の役員等として再就職していること
  - (2) 発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の 3分の1以上を占めていること
- 3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。
- (1) 前項第1号に規定する再就職者に係る情報（氏名、現在の役職、発注者における最終職名）
  - (2) 受注者の直近3ヵ年の財務諸表における発注者との間の取引高
  - (3) 受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合
- 4 受注者が「独立行政法人会計基準」第14章に規定する関連公益法人等に該当する場合には、受注者は、同基準第14章の規定される情報が、発注者の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されることに同意するものとする。

(合意管轄)

第20条 本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、当該紛争の内容や形式如何を問わず、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

(準拠法)

第21条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

(契約外の事項)

第22条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者及び受注者が協議して、これを定める。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

2023年8月##日

発注者

福岡県北九州市八幡東区平野2-2-1

独立行政法人国際協力機構 九州センター

契約担当役

所長 吉成安恵

受注者

## 様式集

- 様式2 競争参加資格確認申請書
- 様式3 委任状（入札会に関する一切の権限）
- 様式4-1 入札書
- 様式4-2 入札書（代理人ありの場合）
- 様式5 機密保持誓約書

質問書様式および上記様式は、当機構ウェブサイト（下記 URL）よりダウンロード可能です。

URL: [https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/form/domestic/op\\_tend\\_price.html](https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html)

質問書

# 競争参加資格確認申請書

2023年07月 日

独立行政法人国際協力機構 九州センター  
契約担当役 所長 殿

住所  
商号又は名称  
代表者役職・氏名 ④  
【契約書署名欄に記載される役職】<sup>1</sup>  
【代理人の役職・氏名】<sup>2</sup>  
  
(担当者氏名 )  
(電話： FAX： )  
(E-mail: )  
(文書送付先住所 )<sup>3</sup>

2023年07月03日付で公告のありました「JICA九州 通信セキュリティ機器（UTM/ファイアウォール）更新保守契約」（調達管理番号23c00402000000）への参加を希望します。  
つきましては、当社の必要な競争参加資格について確認されたく、申請します。

以上

---

<sup>1</sup> 代表者役職と、契約書署名欄に記載される役職が異なる場合に記入してください。

例) 代表者役職「代表理事」、契約署名欄に記載される役職「理事長」

<sup>2</sup> 代理人の場合には、委任状の提出が必要です。

<sup>3</sup> 会社住所と異なる場合にご記入ください。



# 委任状

2023年07月28日

独立行政法人国際協力機構 九州センター  
契約担当役 所長 殿

住所

商号／名称

代表者役職・氏名

㊞

私は、弊社社員

㊞ を代理人と定め、下記の事項を委任します。

## 委任事項

「JICA九州 通信セキュリティ機器（UTM/ファイアウォール）更新保守契約」（調達管理番号23c00402000000）について、2023年07月28日に行なわれる貴機構の入札会に関する一切の権限

以上

- 
- ※ 法人の名称又は商号並びに代表者名を明記し、押印してください。
  - ※ 代表者印を押印ください。ただし、社印でも有効とします。
  - ※ 受任者（代理人）の氏名及び押印が必要です。
  - ※ 「入札会に関する一切の権限」には、以下が含まれると認識しています。
    - ・入札会への立会及び入札会における入札執行者との質疑応答
    - ・入札書の作成と入札箱への投函（一般競争入札（総合評価落札方式）においては、入札書は事前に提出されているため、入札書の作成及び投函は「入札会に関する」事項には当てはまらず、本委任の対象外です。但し、再入札では、入札会において入札書を作成の上投函するため、本委任事項の対象となります。）
  - ※ 様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：最低価格落札方式（国内向け物品・役務等）」もしくは「様式 一般競争入札：総合評価落札方式（国内向け物品・役務等）」よりダウンロードできます。

[http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op\\_tend\\_price.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html)

[http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op\\_tend\\_evaluation.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html)

# 入 札 書

2023年07月28日

独立行政法人国際協力機構 九州センター  
契約担当役 所長 殿

住所

商号／名称

代表者役職・氏名

⑩

件名：「JICA九州 通信セキュリティ機器（UTM/ファイアウォール）更新保守契約」  
（調達管理番号 23c00402000000）

標記の件について入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ、一括下記のとおり入札いたします。

金												円
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

※ 消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載のこと。契約金額は入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額となります。

- 
- ※ 法人の名称又は商号並びに代表者名を明記し、押印して下さい。
  - ※ 代表者印を押印ください。ただし、社印でも有効とします。
  - ※ 再入札に限り、代表者が入札を行う場合は、代表者本人の個人印の押印により入札が可能です。ただし、身分証明できる書類を提示する必要があります。
  - ※ 代理人による入札の場合は様式 4-2を使用してください。
  - ※ 一般競争入札（総合評価落札方式）において第 1 回目の入札書は（代理人が入札会に参加するときでも）、原則として本様式を使用してください。
  - ※ 様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：最低価格落札方式（国内向け物品・役務等）」もしくは「様式 一般競争入札：総合評価落札方式（国内向け物品・役務等）」よりダウンロードできます。

[http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op\\_tend\\_price.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html)

[http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op\\_tend\\_evaluation.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html)

## 入札書

2023年07月28日

独立行政法人国際協力機構 九州センター  
契約担当役 所長 殿

住所  
商号／名称  
代表者役職・氏名  
代理人

⑩

件名：「JICA九州 通信セキュリティ機器（UTM/ファイアウォール）更新保守契約」  
（調達管理番号 23c00402000000）

標記の件について入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ、一括下記のとおり入札いたします。

金												円
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

※ 消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載のこと。契約金額は入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額となります。

- 
- ※ この様式を使用する場合には様式 3の委任状が必要です。
  - ※ 代表者印もしくは社印に代えて代理人印を押印ください。
  - ※ 代表者による入札の場合は様式 4-1を使用してください。
  - ※ 一般競争入札（総合評価落札方式）において第 1回目の入札書は（代理人が入札会に参加するときでも）、原則としてこちらではなく代表者印もしくは社印による 4-1の様式を使用してください。
  - ※ 様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：最低価格落札方式（国内向け物品・役務等）」もしくは「様式 一般競争入札：総合評価落札方式（国内向け物品・役務等）」よりダウンロードできます。

[http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op\\_tend\\_price.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html)

[http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op\\_tend\\_evaluation.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html)

## 機密保持誓約書

2023年07月 日

独立行政法人国際協力機構 九州センター  
契約担当役 所長 殿

住所  
商号／名称  
代表者役職・氏名 ⑧

当社は、「JICA九州 通信セキュリティ機器（UTM/ファイアウォール）更新保守契約」（調達管理番号 23c00402000000）の調達（以下「本調達」という。）に関して、以下の各事項を遵守することを誓約します。

- 本誓約における「機密情報」とは、文書、電磁的記録、電子メール、口頭、視覚的手段その他の方法、記録媒体のいかんを問わず、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）が当社に対して開示し、かつ、開示の際に秘密である旨を明示した情報をいう。
- 当社は、機密情報を本調達の目的にのみ使用するものとし、本調達の目的以外には使用しないものとする。
- 当社は、機密情報が含まれる書面その他の記録媒体を他の資料、物品等と明確に区別し、善良な管理者の注意をもって保管することとし、機密情報を本調達のために知ることが必要な当社の役員、従業員に対してのみに開示するものとし、開示にあたっては、本誓約の内容を遵守させるものとする。
- 当社は、JICAの書面による事前承諾なくして機密情報を第三者に開示しないものとする。
- 当社は、4項の定めにもかかわらず、法令、裁判所、行政機関その他の法令に基づいて開示を要求する正当な権限を有している者から機密情報の開示を求められたときは、JICAに事前に通知した上で、機密情報を開示することができるものとする。
- 当社は、本調達に当たって第三者に機密情報を開示、閲覧等させる必要がある場合は、機密情報を開示する第三者に対して、開示する情報が機密情報である旨を告げ、本誓約と同程度の機密保持義務を遵守させるものとし、第三者が誓約した機密保持誓約書の写しを JICAへ提出するものとする。
- 当社は、機密情報を第三者に開示する場合は、JICAとも協議し、必要に応じて一部マスキングを施した上で開示するなどの対応をすることとする。
- 当社は、本調達にかかる業務が終了し又は JICAから要求された場合には、当社又は6項で定める第三者が保持する機密情報を速やかに JICAに返却し又は破棄するものとする。
- 当社は、当社又は6項で定める第三者が本誓約に違反したことに起因又は関連して、JICAが損害又は費用（弁護士費用を含みます。）を被った場合、JICAに対し、これを全て賠償するものとする。

以上